

巻末資料

用語一覧

あ 行

あいちけんこういきりよくちけいかく 愛知県広域緑地計画

広域的な見地から、緑に対する考え方、骨格となる緑地、目標などを示した愛知県の計画。

いっきゅうかせん 一級河川

国土保全上または国民経済上特に重要な水系に係わる河川で、国土交通大臣が指定した河川。

エヌピーオー NPO

Non-Profit Organization（民間非営利法人組織）の略。非政府、非営利で活動を行う、組織的な実体をもった団体（政治団体、宗教団体を除く）のこと。

オープンスペース

公園や広場などのゆとりある空間。開けた空間・場所。

おんしつこうか 温室効果ガス

大気中に存在し、太陽からの日射をほぼ完全に透過させる一方、地表から放射される熱を吸収して地表を暖める働きを持つ二酸化炭素、メタン、フロンなどの気体。

か 行

かせんくいき 河川区域

河川の堤防斜面の居住地側下端（法尻）から対岸の堤防斜面の居住地側下端（法尻）までの区域。洪水など災害の発生を防止するために必要な区域であり、河川法が適用される。

かはんりん 河畔林

洪水などの影響を受ける河原などに生育している水辺林。

かんきょうきほんけいかく 環境基本計画

環境への負荷の少ないライフスタイルを推進し、良好な環境の保全及び創造を実現するため、必要なビジョンや施策を定めた計画。

けいかんみどりさんぽう 景観緑三法

「景観法」、「景観法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」、「都市緑地保全法等の一部を改正する法律」の3つの法律を合わせた通称。

広域避難場所

地方自治体が指定した大人数が収容できる避難場所のこと。一時避難場所が危険になった際に避難し、その規模は火災の輻射熱から身体を守るためにおよそ 10ha 以上が必要とされ、大規模な広場（オープンスペース）として、大規模公園などが指定されている。

コミュニティ

居住する人々が共同体としての意義を持って生活する一定の地域やその人々の集団。

さ 行

市街化区域

すでに市街地を形成している区域及び概ね 10 年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域。

循環型社会

環境への負荷を減らすため、自然界から採取する資源をできるだけ少なくするとともに、それを有効に使うことによって、廃棄されるものを最小限に抑える社会。

準用河川

一級河川及び二級河川以外の河川で市町村長が指定した河川。

生物多様性

長い時間をかけて進化しながら獲得してきた、生物が持つそれぞれの個性の多様さ。

た 行

第 5 次豊川市総合計画

豊川市の目指す都市の将来像を実現するため、長期的な展望のもと、まちづくりの基本目標を定め、様々な分野にわたる市の施策を総合的かつ計画的に進めていくための計画。

多自然川づくり

河川全体の自然の営みを視野に入れ、地域の暮らしや歴史・文化との調和にも配慮し、河川が本来有している生物の生息・生育・繁殖環境及び多様な河川景観を保全・創出するために、河川管理を行うこと。

ちいましんりんけいかくたいしょうみんゆうりん 地域森林計画対象民有林

森林関連施策の方向及び地域的な特性に応じた森林整備の目標などを定めた「地域森林計画」の対象となる民有林。

としけいかくくいき 都市計画区域

健康で文化的な都市生活と機能的な都市活動を確保するために、都市計画法その他の法令の規制を受けるべき土地の範囲。

としこうえん 都市公園

都市計画施設である公園または緑地で、地方公共団体または国が設置するもの、及び地方公共団体が都市計画区域において設置する公園または緑地。

としこうえんほう 都市公園法

都市公園の設置及び管理に関する基準などを定めて、都市公園の健全な発達を図り、公共の福祉の増進に資することを目的として制定され、都市公園の定義や管理に係る事項などについて定めた法律。

としりよくちほう 都市緑地法

都市において緑地を保全するとともに緑化を推進することにより良好な都市環境の形成を図り、健康で文化的な都市生活の確保に寄与することを目的として制定され、都市における緑地の保全及び緑化の推進に関する制度などを定めた法律。

とちくかくせいりじぎょう 土地区画整理事業

土地区画整理法に基づき、都市計画区域内の土地について、公共施設の整備改善及び宅地利用の増進を図るために行われる土地の区画形質の変更や新設又は変更に関する事業。

とよかわしこうきょうしせつ 豊川市公共施設アダプトプログラム制度

市民と市が協力し合い、まちの環境美化を推進していくため、市内の道路、公園、河川などの公共施設を市民が美化ボランティアとなって管理していく制度。【80 頁参照】

とよかわしとしけいかく 豊川市都市計画マスタープラン

都市計画法（第 18 条の 2）に基づき、「豊川市の都市計画に関する基本的な方針」を定めるものであり、豊川市が目指すべき都市の将来像と、その実現に向けた取組の方向性を定めている。

な 行

二次林 にじりん

原生林が伐採などされた後、自然に、または人為的に再生した森林。

二級河川 にきゅうかせん

一級河川以外の水系で、公共の利害に重要な関係がある河川。都道府県知事が指定する。

農用地区域 のうようちくいき

農業振興地域の中において農業基盤の整備をすすめる区域であり、農業関係の公共投資が重点的に投入される区域。

は 行

バリアフリー

障害者や高齢者が、生活する上で支障となる物理的な障壁や意識上の障壁を取り除くこと。または障壁が取り除かれた状態。

ヒートアイランド現象 げんしやう

人工排熱の増加や地表面の人工化などを主な原因として、都市の中心部の気温が郊外に比べて島状に高くなる現象。

保安林 ほあんりん

災害の防止、産業の保護、その他公共の福祉の増進を目的として、森林法により一定の制限や義務が課せられた森林。

や 行

誘致圏 ゆうちけん

公園の計画にあたって、対象公園からどの程度の範囲に住む人の利用が見込まれるかという距離。街区公園では半径 250m、近隣公園では半径 500m を誘致圏と考える。

ら 行

ランドマーク

地域の主要な目印、地域を特徴づける象徴的な景観要素（歴史的な建造物や高層ビル・橋・塔・山など）のこと。

レクリエーション

仕事や勉強などの疲れを癒すための休養、娯楽。

策定経緯

(平成 21 年度)

年月日	会議・調査	内容
10月29日	第1回作業部会	<ul style="list-style-type: none"> ・緑の基本計画策定の概要について ・市民意向調査の実施について
12月7日	第1回策定委員会	
11月26日 ～12月11日	豊川市緑の基本計画 市民意向調査	(調査概要については29頁を参照)
2月3日	第2回作業部会	<ul style="list-style-type: none"> ・市民意向調査集計結果とりまとめについて ・豊川市緑の基本計画（現況調査編）について
2月22日	第2回策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・現地視察

(平成 22 年度)

年月日	会議・調査	内容
7月21日	第3回作業部会	<ul style="list-style-type: none"> ・現況の緑の評価及び課題について ・基本方針及び緑の将来像について ・目標水準の設定について
8月2日	第3回策定委員会	
10月4日	第4回作業部会	<ul style="list-style-type: none"> ・施策の検討について
11月1日	第5回作業部会	<ul style="list-style-type: none"> ・緑地の保全及び緑化の目標について ・緑地の保全及び緑化の推進のための施策について ・計画の推進体制、進捗管理の方法について
11月15日	第4回策定委員会	
1月11日 ～2月10日	パブリックコメント	<ul style="list-style-type: none"> ・市ホームページ、本庁、支所、市民館などで実施
3月15日	第6回作業部会	<ul style="list-style-type: none"> ・パブリックコメントで寄せられた意見について ・計画の進捗管理の方法について
3月24日	都市計画審議会	<ul style="list-style-type: none"> ・豊川市緑の基本計画の策定について

豊川市緑の基本計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 この要綱は、都市緑地法（昭和48年法律第72号）第4条第1項に規定する緑地の保全及び緑化の推進に関する計画（以下「緑の基本計画」という。）を定めるため、豊川市緑の基本計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置し、その事務について必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 委員会は、豊川市緑の基本計画の策定に関する事項について、調査、検討及び審議を行う。

(組織)

第3条 委員会は、委員12人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

(1) 学識経験者

(2) 各種団体を代表する者

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

3 第1項に規定するほか、愛知県職員をオブザーバーとして委嘱することができる。

(任期)

第4条 委員の任期は、前項の規定により市長が委嘱した日から平成23年3月31日までとする。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は委員の互選により選出し、副委員長は委員長が指名する。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表するとともに、委員会の会議（以下「会議」という。）の議長となる。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、委員長が招集する。

2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(作業部会)

第7条 委員会は、委員長が指定した専門的事項を調査研究させるため、豊川市緑の基本計画作業部会（以下「作業部会」という。）を置く。

2 作業部会は、別表に掲げる部会員によって構成する。

3 作業部会に部会長を置き、建設部都市計画課長をもって充てる。

4 部会長は、作業部会の事務を掌理し、作業部会の経過及び結果を委員長に報告するものとする。

(意見等の聴取)

第8条 委員会及び作業部会は、必要があると認めるときは、委員又は部会員以外の者を会議に出席させ、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第9条 委員会及び作業部会の庶務は、建設部都市計画課及び公園緑地課において処理するものとする。

(雑則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成21年10月19日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

別表（第7条関係）

豊川市緑の基本計画作業部会

部会長	建設部都市計画課長		
構成員	部 名	課 名	職 名
	企画部	企画政策課	課長補佐又は係長のうち 部会長が指名する者
	企業立地推進部	企業立地推進課	
	健康福祉部	福祉課	
		子ども課	
		介護高齢課	
	市民部	生活活性課	
		地域安心課	
	経済環境部	農務課	
		商工観光課	
		環境課	
		清掃事業課	
	建設部	道路維持課	
		道路建設課	
		公園緑地課	
		建築課	
		区画整理課	
	上下水道部	水道整備課	
		下水整備課	
	消防本部	総務課	
		防災対策課	
教育委員会	生涯学習課		
	市民体育課		
その他部会長が必要と認める課			

豊川市緑の基本計画策定委員名簿

(平成 22 年度)

職名	氏名	所属	分野
委 員	◎阿蘇 裕矢	静岡文化芸術大学文化政策学部教授	学識
	○寺本 和子	豊橋創造大学短期大学部教授	学識
	菅沼 洋史	豊川商工会議所専務理事	商工業
	加藤 貴紗子	豊川市農業委員会委員	農業
	高橋 啓	東三河流域森林・林業活性化センター事務局	森林
	市川 幸宏	豊川造園建設協同組合 理事長	造園
	足立 千恵子	愛知県地域環境保全委員	環境
	赤川 静雄	豊川市老人クラブ連合会会長	高齢者福祉
	竹川 雅子	豊川市小中学校 P T A 連絡協議会女性部副部長	児童
	陶山 嘉伸	豊川市連区長会副会長	地元
	伊藤 洋文	豊川市建設部長	行政
オブ ザー バー	小林 恒雄	愛知県建設部公園緑地課長	県職員
	野口 知臣	愛知県東三河建設事務所企画調整監	県職員

◎：委員長、○：副委員長

【前任者】

氏名	所属	備考
上野 真紀	豊川市小中学校 P T A 連絡協議会女性部副部長	平成 22 年 3 月 31 日まで
井上 久	豊川市連区長会会長	〃
中西 保夫	旧小坂井町都市建設課長	平成 22 年 1 月 31 日まで
岩山 健 (オブザーバー)	愛知県建設部公園緑地課長	平成 22 年 3 月 31 日まで

豊川市緑の基本計画

平成 23 年 3 月

豊川市 建設部 公園緑地課

〒442-8601 愛知県豊川市諏訪1丁目1番地

Tel : 0533-89-2111 (代表)

0533-89-2176 (直通)

Fax : 0533-89-2171

E-mail : koen@city.toyokawa.lg.jp